

◎新潟県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和6年3月12日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

36,641

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

329,001

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,200
新潟市東区	37,454
新潟市中央区	49,251
新潟市江南区	18,984
新潟市秋葉区	21,195
新潟市南区	12,203
新潟市西区	43,448
新潟市西蒲区	15,509
長岡市三島郡	74,406
上越市	51,870
三条市	26,496
柏崎市刈羽郡	23,585
新発田市北蒲原郡	30,172
小千谷市	9,492
加茂市南蒲原郡	10,468
十日町市中魚沼郡	16,507
見附市	11,045
村上市岩船郡	17,579
燕市西蒲原郡	24,094
糸魚川市	11,306
妙高市	8,582
五泉市東蒲原郡	16,365
阿賀野市	11,398
佐渡市	14,430
魚沼市	9,613
南魚沼市南魚沼郡	17,154
胎内市	7,869